

新潟県病院局管理規程第5号

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月31日

新潟県病院事業管理者 若月道秀

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程

新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(課、室、班及び係の設置)</p> <p>第5条 局本庁にそれぞれ次のとおり課、室、<u>班及び係</u>を置く。</p> <p>(略)</p> <p>業務課</p> <p><u>改革室</u> <u>建設班</u> 業務管理係 施設係</p> <p>(略)</p> <p>第17条の2 局、課、室、<u>班及び係</u>に参事、副参事、主査及び主任を置くことができる。</p> <p>2 参事、副参事、主査及び主任は、上司の命を受けて担当事務を処理する。</p> <p>(業務指導監)</p> <p>第17条の3 <u>局業務課に業務指導監を置くことができる。</u></p> <p><u>2 業務指導監は、上司の命を受けて担当事務を処理する。</u></p> <p>(課に置く室の長等)</p> <p>第17条の4 課に置く室(以下この条において「室」という。)に室長を置く。</p> <p>(略)</p> <p>第20条 病院の部、センター、室、課、科及び係に、次のとおり長を置く。</p> <p>(略)</p> <p>地域連携センター 地域連携センター長 <u>看護師長</u> <u>副看護師長</u></p> <p>地域連携室 地域連携室長 <u>看護師長</u> <u>副看護師長</u></p> <p>(略)</p> <p>地域連携・相談支援センター 地域連携・相談支援センター長 <u>看護師長</u> <u>副看護師長</u></p> <p>(略)</p> <p>第20条の2 病院並びにその部、センター、課、科及び係に参事、専任セーフティマネージャー、副参事、</p> <p>(略)</p> <p>主任助産師、主任看護師、主任准看護師、<u>薬剤専門員</u>、<u>診療放射線専門員</u>、<u>作業療法専門員</u>、<u>専門員</u>(次項にお</p>	<p>(課及び室の設置)</p> <p>第5条 局本庁にそれぞれ次のとおり課、室及び<u>係</u>を置く。</p> <p>(略)</p> <p>業務課</p> <p>業務管理係 施設係 <u>改革室</u></p> <p>(略)</p> <p>第17条の2 局、課、室及び<u>係</u>に参事、<u>業務指導監</u>、<u>経営企画員</u>、副参事、主査及び主任を置くことができる。</p> <p>2 参事、<u>業務指導監</u>、<u>経営企画員</u>、副参事、主査及び主任は、上司の命を受けて担当事務を処理する。</p> <p>(課に置く室の長等)</p> <p>第17条の3 課に置く室(以下この条において「室」という。)に室長を置く。</p> <p>(略)</p> <p>第20条 病院の部、センター、室、課、科及び係に、次のとおり長を置く。</p> <p>(略)</p> <p>地域連携センター 地域連携センター長</p> <p>地域連携室 地域連携室長</p> <p>(略)</p> <p>地域連携・相談支援センター 地域連携・相談支援センター長</p> <p>(略)</p> <p>第20条の2 病院並びにその部、センター、課、科及び係に参事、専任セーフティマネージャー、副参事、</p> <p>(略)</p> <p>主任助産師、主任看護師、主任准看護師(次項において「参事等」という。)を置くことができる。</p>

いて「参事等」という。)を置くことができる。
(略)

(略)

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。